

米軍人による性的暴行事件に対する意見書

昨年１２月、嘉手納基地所属の米空軍兵長が沖縄本島中部の公園で１６歳未満の少女連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等罪により３月２７日付で起訴されていた。また、５月には在沖米海兵隊の上等兵が性的暴行をしようとした女性にけがをさせたとして、不同意性交等致傷罪で起訴されているとの報道があった。

女性への性的暴行事件という重大事件にもかかわらず、起訴後も外務省や県警等から県に対し速やかな情報提供もなく、公表していなかったことが明らかになった。

これまで、うるま市議会は米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、日米両政府に対して再発防止策と綱紀粛正を訴えてきたが、それにもかかわらず沖縄県内における米軍関係者による事件・事故が後を絶たないのは、米軍の管理体制が全く不十分であり、強い憤りを禁じえない。

よって、うるま市議会は、市民・県民の生命・財産、人権を守る立場から関係機関に対し、今回の事件への強い怒りをもって厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- １． 被害者への謝罪及び完全な補償を早期に行うこと。
- ２． 米軍人・軍属への綱紀粛正及び人権教育を徹底し実効性のある再発防止策を確立すること。
- ３． 米軍人・軍属に係る事件・事故が発生した場合は、関係自治体へ速やかに情報を提供すること。
- ４． 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年７月８日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、
警察庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、
沖縄防衛局長